

# 春日井市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、多様な集団活動事業を利用する児童の施設等利用料を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 標準的な開所時間が1日4時間以上8時間未満であって、開所日数が週5日以上かつ年間39週以上（以下「標準的な開所時間」という。）である施設等のうち、別表に定める基準を満たすもので、満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての児童を対象として、多様な集団活動事業を提供する施設等とする。ただし、次に掲げる施設等は除くものとする。

ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の小学校就学前の児童の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の児童の数の半数を超えない施設等は除く。）

(2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての児童に対して提供する多様な集団活動事業に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料とする。ただし、入園料、施設整備費、延長保育又は預かり保育の利用料並びに実費徴収費（食材費及び通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用）は除

くものとする。

(3) 対象児童 対象施設等を標準的な開所時間に利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍する春日井市に住所を有する者であつて、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の児童

ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者

イ 子育てのための施設等利用給付を受けている者

ウ 法第59条の2に規定する企業主導型保育事業を利用している者

(対象施設等審査の申請)

第3条 対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、春日井市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等審査申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは、春日井市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書(第2号様式)により、申請を却下したときは、春日井市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等却下通知書(第3号様式)により、申請を行った事業者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(対象施設等の提出書類)

第6条 第4条の規定により決定した対象施設等は、月毎の在籍児童名簿(第4号様式)を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(補助対象費用)

第7条 補助金の対象となる費用は、対象児童の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(補助基準額)

第8条 対象児童1人当たりの補助基準額は、対象施設1施設に限り、1月につき上限2万円とする。ただし、対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3か年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は切捨て)が2万円を下回る対象施設等を利用する児童は、当該平均月額利用料とする。

(補助金額)

第9条 補助金の額は、対象児童の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の補助基準額のいずれか少ない額とする。

(補助の申請)

第10条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、春日井市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業補助申請書(第5号様式)に、領収証その他利用料を支払ったことを証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、春日井市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業補助交付決定通知書(第6号様式)により、申請を却下したときは、春日井市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業補助却下通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定による補助の決定を受けた者の請求に基づいて交付する。

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の支給を受けていた者があ

るときは、補助の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部の返還をさせることがある。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年4月分から同年6月分までの在籍児童名簿の提出にあつては、第6条の規定中「翌月10日」とあるのは、「令和3年8月10日」とする。

別表（第2条関係）

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない児童概ね20人につき1人以上、満4歳以上の児童概ね30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
2 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者の概ね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）修了したもの（1日の利用児童の数が5人以下の施設等に限る。）であること。
3 設備（有する場合）	<p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備とする。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、概ね児童一人当たり1.65㎡以上であること。</p> <p>(3) 必要な遊具、用具等を備えること。</p>
4 非常災害に対する措置	<p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、第1号に規定する設備の設置及び前号に規定する訓練に特に留意すること。</p> <p>〔建物が無い場合〕 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p>
5 集団活動内容	<p>(1) 児童一人ひとりの心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施</p>

	していること。
6 給食（提供する 場合）	児童の年齢、発達及び健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、 <b>あらかじめ</b> 作成した献立に従って調理すること。
7 健康管理・安全 確保	児童の健康観察等を通じて、日々の児童の健康を管理するとともに、次に規定する児童の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。 (1) 登・降園時の健康観察を実施すること。 (2) 職員及び利用児童の健康診断を実施すること。 (3) 常備している医薬品等を明らかにすること。 (4) 安全管理に係るマニュアルを作成すること。 (5) 賠償責任保険に加入すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか必要な健康管理及び安全管理を実施すること。
8 利用者への情報 提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。
9 備えるべき帳簿	職員及び利用児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。
10 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。